

利用方法

登録

団体でご利用される場合は事前に団体登録が必要になります。

10人以上の営利目的ではない団体であれば登録でき、アリーナ、武道館、卓球場、弓道場、会議室が利用できます。

登録には団体名・代表者や構成員の氏名と住所などを記入する登録申請書をご提出していただきます。又、それを証明する書類（運転免許証・健康保険証・学生証など）の提出もしていただく場合がございます。

利用方法

申請（予約）

各種大会及び行事等で利用する場合



利用月の9カ月前から予約できる

各種練習等定期的に利用する場合



利用月の2カ月前から予約できる

▶「団体登録申請書」ダウンロードはこちら

▶「大会事前確認事項」ダウンロードはこちら

各施設ご利用にあたっての注意事項

- ✧ 利用時間は厳守してください。延長については延長料金が発生いたします。
- ✧ 各競技場内及び観覧席での飲食、喫煙は禁止します。
- ✧ 体育施設の許可を受けた目的以外に利用し、又は転貸することはできません。
- ✧ 施設に損害を与えたときは、相当額の損害賠償をしていただきますのでご注意ください。
- ✧ 利用した競技場、更衣室は他の利用者の迷惑にならないよう清掃、後片付け等をしてください。

いろいろな催し・イベントの会場として使える！
詳しくは山梨市民総合体育館までお問い合わせ下さい。